

障 事 第 7 7 4 号
令和7年7月24日

就労系障害福祉サービス事業者 代表者各位

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長
(公印省略)

就労選択支援の指定申請等の取扱いについて（通知）

日頃、本県の障害福祉行政の推進については、多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年10月1日から、障害福祉サービスに就労選択支援が新設されることについて、千葉県が指定する当該サービスに係る指定申請手続きを下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 新規指定申請手続きについて

(1) 令和7年10月～12月指定分

①事前協議（協議実施期限（目安）：指定日の3か月前の末日）

- 事業を実施する意向がある場合、期日までに県担当者と事業実施に係る協議を行ってください。
- 申請書類一式を持参しての協議を原則としますが、書類が整わない場合も個別に対応を行いますので、まずは下記担当者宛て御連絡ください。
(状況に応じてオンラインでの面談等も対応予定です。)
- 期限までに協議が行われない場合、事業開始が遅れる場合があります。

②申請書提出・1次審査（書類提出期限：指定日の2か月前の末日）

- 事前協議の実施後、提出期限までに申請書類一式を提出してください。
- 申請書提出時は、対面での確認を行います。（事前協議の段階で書類についても十分な確認がされている場合を除く。）
- 提出希望日の2開庁日前までに担当宛てに連絡し、日程調整を行ってください。
- 申請書類に不備等がある場合、書類の補正等を依頼する場合がありますが、その場合も、提出期限までに補正を行ってください。期限までに補正が完了していない場合、事業開始が遅れる場合があります。
- 事業所の現地確認を行う場合は、個別に連絡を行います。

③ 2次審査（受理～指定まで）

- 追加の確認等が発生した場合、速やかに対応してください。
- 指定日は毎月 1 日です。審査が完了した場合は、指定日までに指定通知書を送付します。

【申請スケジュール一覧表】

手続の内容	時期	提出期限		
		10 月指定	11 月指定	12 月指定
事前協議 (初回相談)	3 か月前 末日	8 月 7 日まで	9 月 1 日まで	9 月 30 日まで
1 次審査 (最終締切)	2 か月前 末日	9 月 1 日まで	9 月 30 日まで	10 月 31 日まで
指 定 (事業開始)	—	10 月 1 日	11 月 1 日	12 月 1 日

(2) 令和 8 年 1 月以降指定分

令和 8 年 1 月以降に指定を受ける場合の手続きについては、別途通知します。

2 指定申請書類について

別紙 1 「就労選択支援の新規指定申請に係る添付書類一覧」のとおり。

必要な様式等は以下のホームページに掲載しています。

・ 指定申請様式

「障害福祉に関する各種手続（障害者総合支援法）」

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/index.html>)

・ 加算等届出様式

「介護給付費算定にかかる体制届出書（障害福祉サービス事業者等）」

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/kaigokyufuhi/index.html>)

3 人員、設備及び備品に関する基準等について

別紙 2 「就労選択支援に係る指定基準等」のとおり。